

## 入札説明書

### 1 入札に付する事項

#### (1) 業務の名称

福井県立大学小浜キャンパス 植栽管理業務委託

#### (2) 委託内容

入札説明書、設計書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

#### (3) 委託期間

平成29年4月1日から平成29年10月31日まで

### 2 入札の方法

一般競争入札による。

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則第4条に基づき定める競争参加者の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 福井県嶺南地域内に主たる営業所（以下「主営業所」という。）を有する者であること、もしくは福井県内に主営業所があり、かつ嶺南地域内に従たる営業所（以下「従営業所」という。）を有する者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) この入札に係る調達役務について、委託期間中、仕様書等に定める業務を確実に履行するために必要な能力を有する者であること。

### 4 入札参加資格の確認

入札参加資格者は、別紙の入札参加資格確認申請書（様式2）に必要書類を添えて、入札参加資格の確認の申請をしなければならない。

#### (1) 提出期限

平成29年3月14日（火）17時

#### (2) 提出方法

持参、または郵送すること。なお、郵送の場合には期限までに到達すること。

(3) 提出場所

〒917-0003 福井県小浜市学園町1-1  
公立大学法人福井県立大学 小浜キャンパス企画サービス室  
TEL 0770-52-6300  
FAX 0770-52-6003

(4) 入札参加資格確認の結果の通知

入札参加資格の確認の結果は、書面により通知する。

(5) 入札参加資格確認の結果に対する質問書の提出方法等

ア 提出方法

入札参加資格確認の結果、入札に参加が認められなかった者はその結果に対する質問書を持参または郵送により提出することにより、その理由について説明を求めることができる。

イ 提出期限

平成29年3月17日(金) 12時

ウ 提出場所

4(3)に同じ。

5 入札の日時等

(1) 契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先

4(3)に同じ。

(2) 入札の日時および場所

日時：平成29年3月22日(水) 10時45分

場所：福井県小浜市学園町1-1

福井県立大学小浜キャンパス 102セミナー室

(3) 入札書の提出方法

入札書(様式3)は、入札の日時に入札の場所へ持参し提出すること。

なお、郵送、電報または電送による入札は認めない。

6 入札説明書等に関する質問の提出期限および場所

(1) 提出期限

平成29年3月13日(月) 12時まで

(2) 提出方法等

質問がある場合は、質問書(様式1)に質問内容を記載し、事前に電話連絡のうえ、FAXで提出すること。

(3) 提出先

4(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、書面により速やかに質問者に対して行うものとする。

(5) 入札説明書等に係らない事項についての質問は、平成29年3月21日(火) 12時までとし、電話によるものも認める。

## 7 入札保証金に関する事項

### (1) 入札保証金の免除

次に掲げる場合において、平成29年3月21日（火）12時までに当該書類を小浜キャンパス企画サービス室に提出した者は、入札保証金の納付を免除する。

- ① 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に公立大学法人福井県立大学（以下「本学」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
- ② 公立大学法人福井県立大学契約事務細則第4条に基づき一般競争入札参加の資格を有する者について、その者が契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるとき。

### (2) 入札保証金を納付する場合

前号の入札保証金の納付を免除する場合に該当しない者は、見積金額（入札書記載価格に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額）の100分の5以上の入札保証金を、平成29年3月22日（水）9時30分までに、小浜キャンパス企画サービス室担当者に納めなければならない。

なお、落札しなかった者の入札保証金は、落札決定後速やかに還付する。

### (3) 入札保証金を納付する場合に納付に代えて提供できる担保

- ① 国債、地方債
- ② 鉄道債券、首都高速道路債券、公営企業債券、道路債券、北海道東北開発債券、電源開発株式会社債券、阪神高速道路債券
- ③ 銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫ならびに信用協同組合、農業協同組合、水産協同組合、塩業組合、その他貯金の受入れを行う組合が振り出しまたは支払保証をした小切手
- ④ 日本銀行担保、適格社債（公募社債）（例 鉄道債、電力債等の事業債）

なお、以上に掲げた担保の価値は、国債および地方債については額面金額、小切手については小切手額、その他のものについては市場価格（入札日前1週間程度における価格とし、その判定は、東京株式の取引価格とする。）の8割に相当する金額とする。

## 8 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部または一部の納付が免除される。

- (1) 契約者が、保険会社との間に本学を被保険者とする「履行保証保険契約」を締結し、当該「保険証券」を提供したとき。
- (2) 過去2年間に本学、国、地方公共団体、公団あるいは県の公社と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 9 入札の方法等

- (1) 入札参加者は、入札公告および入札説明書等を熟読し、入札心得（別紙）を遵守の上、入札に参加しなければならない。この場合において、入札説明書等に質問があるときは、回答を求めることができる。ただし、入札後は、これらの不明の点を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札参加者は、次に掲げる事項を記載した入札書（様式3）を持参により、入札公告に示した日時に提出しなければならない。
  - ア 上記（2）の入札金額
  - イ 入札に付する事項
  - ウ 入札者本人の住所（法人の場合は、その所在地）、氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の職氏名）および押印（法人の場合は、代表者印および社印）
- (4) 代理人が入札しようとするときは、入札参加者の委任状（様式4）を持参し、入札開始前に入札執行者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者または入札代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (6) 入札参加者または入札代理人は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず入札書の引き換え、または入札の取り消しをすることはできない。
- (7) 開札は、入札参加者または入札代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者または入札代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

#### 10 入札の無効に関する事項

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札に参加する資格がない者または資格をなくした者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人がした入札
- (3) 前記9（3）に掲げる事項の記載のない入札書を提出した入札
- (4) 金額を訂正した入札書を提出した入札
- (5) 誤字・脱字・脱漏・汚染・塗抹等により意思表示が不明確な入札書を提出した入札
- (6) 不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信または連合と認められる入札
- (7) 同一の入札について、二通以上の入札書を提出した入札
- (8) 二人以上の代理をした者の入札
- (9) 入札保証金を要するものについて、所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (10) 入札の際、不正の行為をした者の入札

#### 11 落札者の決定に関する事項

- (1) この一般競争入札についての入札に係る調達役務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 前号の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 前号の場合において、くじを引かない者または立ち会わない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

12 契約書作成の要否および契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約条項は、別添契約書（案）のとおりとする。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額に対する消費税および地方消費税の額を加算した額とする。

13 再度の入札

予定価格の制限の範囲内に入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合における入札の回数は初回を合わせて2回を限度とする。

なお、再度の入札執行は、前回の開札終了後10分以内において行うものとする。

14 その他

- (1) 当該競争入札の落札の決定の効果は、平成29年度予算発効時において生ずる。
- (2) この入札において、最低制限価格は設定しない。